

第三十四回 参議院建設委員会會議録第十二号

昭和三十五年三月十五日(火曜日)午前
十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 岩沢 忠恭君
理事 稲浦 鹿蔵君
松野 孝一君
武藤 常介君
田中 一君

委員

小沢久太郎君
櫻井 三郎君
田中 清一君
米田 正文君
内村 清次君
武内 五郎君
永岡 光治君
安田 敏雄君
田上 松衛君
小平 芳平君
村上 義一君

国務大臣 村上 勇君
建設大臣 伊東 正義君

政府委員

農林省農地局長 伊東 正義君
通商産業省 福井 政男君
運輸省港湾局長 中道 峰夫君
建設大臣官房長 鬼丸 勝之君
建設大臣官 高田 賢造君
建設省河川局長 山本 三郎君
建設省河川局次長 曾田 忠君
建設省河川局次長 川局次長 曾田 忠君
建設省住宅局長 神田 治君

事務局側

常任委員 武井 篤君
会専門員

本日の会議に付した案件

○海岸法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○住宅地区改良法案(内閣送付、予備審査)

○公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(岩沢忠恭君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

本日は、先刻の委員長及び理事打合会の申し合わせによりまして、最初に海岸法の一部を改正する法律案、次に建設法の一部を改正する法律案、右両案の質疑、続いて住宅関係二法案の審査に入ります。

それでは、本日の議事に入ります。初めに、海岸法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に続き質疑を行ないますから、御質疑の方は、御発言をお願いします。

○田中一君 運輸省並びに通産省に對して答弁を書類で求めておりますが、まずその書類をお出し願いたいと思

今提出された資料に基づいて、それぞれ説明をお願いしたいと思います。

○委員長(岩沢忠恭君) 中道港務局長、一つ説明して下さい。

○政府委員(中道峰夫君) 資料につきまして、御説明申し上げます。

「新潟港に於ける地盤沈下と海岸決壊」最初に新潟海岸の決壊について、決壊の状況でございますが、決壊の範圍をいたしましては、東海岸におきまして七キロメートル、西海岸におきまして七キロメートルの區間が特に決壊が顯著でございます。もちろん新潟の信濃川の河口からでございます。

その次に海岸線の後退の速度でございますが、東海岸につきましては大正十一年から現在までに約二百五十メートル、年平均いたしまして、約十メートルの後退を見ております。西海岸につきましては最大の後退箇所におきまして六十年間に約三百六十メートル、年平均いたしまして約六メートルの後退を見ておるわけでございます。

次にこれらの対策工事後の状況でございますが、終戦後施工いたしました対策工事の結果をいたしまして、海岸線の後退の速度はにぶつておりますけれども、昭和三十三年以後地盤沈下が激しくなるに従いまして、東海岸におきましては、海岸線の後退の範圍が広まっております。

次に工事費でございますが、災害復旧費をいたしまして、二十年災から三十三年災にかけまして五億五千七百七十四円でございます。高潮対策費をいたしまして、三十三年度から三十四年度にかけまして三億九百九十四万四千円、災害対策費をいたしまして二十七年度から三十四年度にかけまして十億九百八十七千円、合計いたしまして今日まで十八億七千五百五十七千円となっております。

次に新潟地区の地盤沈下の状況でございますが、個別に申し上げますと、新潟港の河口の西突堤の付近におきまして、三十四年の三月までの総沈下量といたしまして二メートル七十七センチメートルの間で沈下をいたしてござ

います。それから昭和三十四年度推定最大年間沈下量といたしましては、約五十七センチメートルでございます。それからガス採取の規制をいたしましてから年間の沈下量の推定をいたしまして、これは大体三十四年度の十月から三十四年十二月までの測定によりまして推定でございますが、約三十七センチメートルと若干沈下の速度が減つておるわけでございます。

その次臨港埠頭の付近でございますが、これが総沈下量といたしまして約二メートル、それから三十四年度を推定いたしました、最大年間沈下量といたしましては、五十七センチメートルと、ガス採取規制後の根元では三十七センチ、それから西突堤の根元では三十七センチ、これは一メートル八十五、年間の最大沈下量は大体臨港埠頭と同じ五十七センチでございます。ガス採取規制後の沈下量の推定は三十七センチ。山ノ下、導流堤付近は、総沈下量は一メートル五十センチでございます。あとは大体同様でございます。県営埠頭でございますが、その付近では、総沈下量は一メートル二十センチといたしまして、年間最大沈下量は四十五ないし二十五センチ、ガス規制後は三十七ないし二十五センチ。信濃川左岸は、だいぶ減りまして、総沈下量は七十センチ、最大沈下量推定は四十五ないし二十五センチ、ガス規制後は三十七ないし二十五センチ、信濃川左岸は、だいぶ減りまして、総沈下量は七十センチ、最大沈下量推定は四十五ないし二十五センチ。

そこで運輸省関係といたしまして、これに対する応急対策事業を、昭和三十三年から三十四年度にかけまして実施いたしております。三十五年度も予定をいたしておるわけでございます。それにつきまして港務施設といたしましては、三十三年度が二億三千九百四十二万円でございます。海岸施設といたしましては九千七百七十万円、その他調査費を含まして、三十三年度が三億六千九百九十八万円、それから、三十四年度は、同様の施設に対する工費として七億三千七百五十七万一千円、それから、三十五年度といたしまして、来年度予定をいたしてござ

は、昭和三十五年度の新潟地盤沈下対策工事費として計上をいたしております。海沿岸事業費のうちから一億円をもつて、西海岸の構造物の補強を行なうということにいたしております。なお、地盤沈下に伴います侵食現象の増加ということは、きわめて重大な問題でございますので、昭和三十五年度におきましては、国費約七千万円をもつて調査をいたしまして、それに対する根本的な対策計画を決定したいというふうに考えております。

○田中一君 この決壊の今の工費十八億七千五百万と、応急対策費二十二億とは、これは別個のものですね。

○政府委員（中道峰夫君） これは決壊の対策費でございます。片一方の方は、地盤沈下に対する応急対策費でございます。

○田中一君 それから、第二義の対策のうち、三十五年度の地盤沈下対策工事として計上された海岸事業費の中から一億円をもつてやるということは、この三十五年度海岸施設費四億八千二百万円の中の一億円ということですか。それとも、海岸事業という別の予算の計上になっておりますか。

○政府委員(中道峰夫君) 最初の三十五年度予定の四億八千二百五十万円と申しますのは、この地盤沈下に対する応急対策事業費でございます。

たたいまお話の一億円は、海岸のつまり海に面した方の決壊に対する部分の費用でございます。

○田中一君 これは、別個のものです
ね。

○政府委員(中道峰夫君) は、あ、別個のものです。

○田中一君 海岸沈下が激

Figure 1

しくなったに従つて、その後退も激しいという事実、それから第二の新潟地区の地盤沈下の県資料によるところの報告は、たとえば臨港埠頭を考へてみても、最大沈下量が五十センチないし四十五センチということと、ガス採取規制後の沈下量が三十センチということとを比較してみると、二十センチという沈下現象というものは、やはりガス採取規制前の責任と言つては語弊があるが、原因があつたのではないかという推定は、この表を見てゐるからわけですね。そういう推定が西突堤、山ノ下全部含まれ、かつ県営水産物揚場ですか、これなどは全然とまつてしまつておるといふことになるわけですね、この表を見ますと。

そうすると、私は新潟の最近の著しい地盤沈下というものが、その数字だけの面は、人災であると言わなければならぬと思うのです。その点については運輸省の見解としては、どういう工合に判断しておるのですか。

○政府委員（中道峰夫君） この新潟県地盤沈下の原因につきましては、この簡明申し上げましたのですが、科学技術庁に特別委員会が設けられて、それから各方面の権威者が、これらの原因の探求について御検討をなされましたわけでございます。その一応の結論としては、天然ガスの今の採取によるのが、原因であるということを重要視せざるを得ないというふうに申されておるわけでございますので、われわれといたなして、そのように信じておるわけでございます。

○田中一君 建設大臣に伺いますが、ね、今私が中道局長に質問している点です。少くともガスの採取中の地盤沈

下の進み方と、ガス採取規制後の沈下の進み方というものは、そこにこの資料を見ると、おおむね二十センチないし二十五センチの沈下が、その分だけとまったということが明らかに becoming なるわけなんですよ。

そうすると、この二十五センチ分の沈下というものは、人為的な沈下であるというよりな見方をしたいと私は考へておるのですが、建設大臣の見解はどうですか。

○國務大臣(村上勇君) この沈下の状況からみますと、田中委員のお考えになつておるような考えも持たれると思いますが、現在關係方面で非常に慎重態度に調査をいたしておるようでありますから、今ここで、私はあなたが、この差額、要するに沈下のとまつた部分分は、ガス採取規制に全部がよるのだということもなかなか、常識的には考えられますが、まあ科学的に、この問題には検討して結論が出るまでは、何とも今ははっきりした断定は下すわけにはいいかないと思います。

○田中一君　今、建設大臣の答弁の中
の、この資料による数字の面からみて
全部がということを言つて、今のよう
な答弁があつたので、私は全部と言つ
ているのではないのです。数字の面から
らみて、五十センチと三十センチと比
較して、その二十センチの差というも
のは、人為的なものであつたのではな
いかと言つてゐるのです。従つて私の
質問の的をそらしては困るのです。そ
の二十センチについての答えを伺つて
ゐるのです。

○国務大臣(村上勇君)　こういうよ
な、はつきり数字が出ている限りは、

田中委員のお考えと、私も同じように考えます。

○田中一君　そこで中道さん、あなたに、もう一ぺんせんだったの事を繰り返さなければならぬのですが、国費をもって、一つのまあ国策でございま

して、東北開発金庫の資金も相当出
 しておる。通産省は、相当それを助成
 しながら、この事業を行なっている
 という天然ガスの採取並びにこれの化学
 化の問題、今日の日本の産業の面から
 いって必要緊喫な事業であるというふ
 うに認定されておるのでありましょ
 うが、ここに、こうした現象というもの
 が起こることは、これは一応人為的な
 ものではなからうか。私も、結論は出
 しませんよ、結論は出しません。やは
 り科学的の裏づけがなければ言えませ
 んから、なからうかという想定をされ
 ておる今日、この対策が、国が全部費
 用をもつてまかなうものならいざ知ら
 ず、それもむろん、これは国会の議決

をへてやる、いわば國民の納得のもとにやるならばいざ知らず、人為的な、そうした一企業の行為が善良な國民、市民、國民の頭上にかかる、ある場合には——まだ人命等については、あまり災害はなかったように見えますけれども、相当大きな被害を受けている。経済的な負担をかけておる。なるほど

国は若干は補助をしておりますけれども、やはり県なり市なりが、その負担をしておるといふ現状であります。占から見ると、せんだつてあなたに何つてゐるよりに、少くとも国費を一企業家の、悪意とは申しませんが、利権追求の一つの経済行為のために、こうした現象が生まれたといふことに對する追求は、当然しなきゃならぬものだ。

前回の委員会で河川局長は、当然さういう事態、そういうことになるんではございましょうというような答弁をされておられますけれども、運輸当局と一っして、どういう見解を持っているのか伺っておきたいと思う。

○政府委員(中道峰夫君) ただいま申上げましたように、この原因につきましては、科学技術庁におきまして慎重に御検討なさっておるわけでありま
す。またこの対策につきましては、経済企画庁の方に新潟港の地盤沈下対策委員会が設けられております。この天然ガスの採取ということが、大きな原因であらうということになっております
のですが、運輸省といったしましては、この天然ガスが原因であつて、それによつて、どうするかという問題につきましては、これは鉱業を所管をされておるのは通産省でございますので、その方において御検討を願うべき問題ではないか。

また、ただいま申したように、その原因並びに対策については、それぞれ機関の機関がございますので、そういつた機関によって御検討を願ひまして、お話しのような結論が出ますならば、われわれとしましては、その線に沿つて処置したいというふうに考えておる次第でございます。

○田中一君 どうも中道さんは、鉾山局とか通産省とかいうことじゃなくて、あなたは、やはり国民の税金をここに投入しているのです、一つのこの面現象に對して。だから、現在そりいともものをとるような法律というものは、香港局としては考えられませんか、私の方は、仕事をすればいいんでございます、従つて、これは全体の面から見て

•

る場合には、他の法律でもって、それがとれるものならとって、事業を促進した方がいいという考えたというようす。

な答弁ならいいけれども、顧みて、責任を向こうに持っていくという考え方は、僕はとつてはならないと思うのですが、そういう点は、中道さんに申し上げておるように、一つ、態度をおきめにならなきならぬと思うのですが、というのとは、当然これは人為的なものであるならば、その原因者が、その分

○田中一君 新潟海岸の決壊について、港灣地区ですから、みんなあなたの方で受け持っておるのだと思いますが、この②の工事費の点です。これらの海岸の決壊というものを災害と考えられておるか、自然現象として、これは災害ではないのだというような考えに立っておるか、その点を明らかにしていただきたいと思います。

は負担すべきであるというような今日の法律的思想的なものがあるわけですから、そういう答弁はできませんか。

対策費、災害対策費ということになった

○政府委員(中道峰夫君) 再々申し上げて申しわけございませんが、この問題は、お話のございましたように、新潟地区の産業とも関連いたしましたので、非常に重要な問題でございますので、運輸省といたしましては、港湾施設に対する被害ということから、何とかして、それに対する対策の手を講じたいということを考えておりますが、ただ

ております。一番初めての災害復旧、これは冬季……、ただ単に、海岸が決壊するという現象以外に、台風とか、まあ天然現象というものは、法律によつてはつきり規定しております。洪水とか、地震とかなんとか規定しております。その範疇に入るものか入らないものか、その点明らかにしていただきたい。

お話のように原因者負担、あるいは損害賠償ということを結論づけるということには、今それぞれの機関なりがございまして、そういつた機関の結論に従うよりいたし方がないというふうに考えておる次第でございます。

○政府委員（中道達夫君） この二十年から三十三年にかけての災害でございまして、これは新潟については、冬季風浪が多いのでございます。その冬季風浪の災害によりまする災害復旧として考えておるわけであります。

○田中一君 科学技術庁の、今回七十万円計上した調査費によつた調査が結論づけられて、人災の面もややあるのやつていふことですね、あの事

○田中一君 そうすると、これは当然国庫負担法のあの率でもつて仕事を

ではなかりうかというような答申が出た場合には、当然、これは原因者が応分の負担をしなきゃならぬというようなことになるといふような答弁だというふうに理解していいですか。

○政府委員（中道峰夫君） 災害復旧の一つとして、それに準拠してやつております。

○政府委員(中道峰夫君) その結論が

○田中一君 冬季の風浪というもの

は、これは災害という見なし方をして
いるならば、風浪はなくても、地盤沈
下をしておるといふ現象、海岸決壊し
ておるといふことは、この資料を見て
も明らかなんです。風浪による災害
だけが、海岸決壊する原因だとか考え
になっておるのか、あるいは激しい風
浪がない時分でも、海岸は決壊してお
るんだというふうな見方もできると思
うのです。その点はどいういう工合に考
えておりますか。

の破壊に対する復旧として計上をして
おるわけでございます。

○田中一君 建設大臣に伺いますが
ね。この海岸決壊並びに地盤沈下とい
うものが、運輸省の方では、海岸決壊
の面については、冬季の風浪による災
害であるというふうな認め方をしてい
るんです。それから——といって、こ
の風浪が、どんなものか、資料を出し
てもらわぬから、わからないんです
ね。どの程度のを、決壊を起こす

また二十年、二十三年自後三十四年等の間には、常に冬季の高い風浪によつて、この決壊を招いているのだというよりな考えに立つておるのか、これは年次的に説明して下さい。そうしてできるならば、二十年から三十三年までの間にどのような冬季における風浪があつたかというものの資料もお出し願わなきやならないと思ひますが、そうすると、だいぶ時間がたつちやうので、一つ、その点はどうですか。

というような力を持った風浪を、その風浪といつていいのか、わからないです。だから、冬季における風浪といふものが、もう常時一定の高さをもつて、何月何日から何月何日までくるんだ、その高さは、こういうもので、科学的な実験の結果、これらのものを、どんどん決壊する力を持っているのかどうかといふような問題の、証明する資料をお出し願ひたい。それでなければ、あなたの言っている議論は、しろう

こういふものを出されると、災害の定義——海岸決壊というものの原因がどこにあるかということになりますと、これはもう、非常に重大な問題なんです。もし風浪という見方ならば、二十年から三十三年までの風浪の災害が、どのくらいのものがあったかということ、全部——何年の何月何日に出たかを、全部——何年の何月何日に出たかを、納得できない。お出し願いたい。運輸省になれば、まあ建設省の資料でももらつて、こつちへお出しになつてもけっこうです。単に、抽象的な、冬季における風浪だ、それが原因だということだけでは、きめつけられない問題があるんじゃないやなからうかと思ふんです。

ことに、地盤沈下によるところの――

○政府委員(中道峰夫君) 地盤沈下の現象が激しくなりましたから、この次に書いております高潮対策費、これによりまして、海岸決壊の対策をやっております。おろわけてございます。

ことが、ここに、どこの資料かしらぬけれども、出ておりますから。――いや、そつちを聞かなきゃ、建設大臣に聞けないですよ。

そこで、じゃ、建設大臣に伺います

で、その災害復旧は、つまり構造物が、あのようにな、答弁してくれないん

です、運輸省は。——一体、建設大臣は、こうした現象というものを、災害というものに入れようとするのか、全く自然現象でもって、当然これは宿命的に、そうなるものだからやむを得ないんだよと、それに対する災害の対策というものは国民がしないという態度でいるのか。もし、これが——私は地盤沈下も、災害の一つではないかと思ふんです、災害の。地震という定義はございますけれども、地盤沈下という定義はない。地盤沈下を起こす原因が、地震であつたという場合には、これは災害であるというきめ方を法律ではしているんですが、私は、これは不十分だと思ふ。その現象そのものが、原因のいかんにかかわらず、災害ではなからうかという考え方を持っているんです。建設大臣が、それは災害であるという見方をすれば、おのずから補助率その他でもって、非常に違つた形のものが出てくるのです。

たとえば災害に対して、現在三・五・二の比率をもつて復旧するのだという原則が立っている。大正十一年から今日まで、二百五十メートルも後退しているという現象は、災害という定義が完全にそれが認められるなら、二百五十メートルのところまで、できるならば、仕事を伸ばさなきゃならんことになるのです。災害という定義を、これにつけようとするならばですよ。これは単に一新潟市の問題ばかりじゃないのです。こうした態度というものが、国民の生活、社会経済の基本的な条件ということにならなければならぬのです。それが、はなはだあいまいであるということです、こでね。これは、あつちやならない。これは建設

大臣としては、これをどう見るかというところで、対策なり、今日国民が受けるところの国の方針なりというものがわかるわけなんです。

従って、その点について御答弁願いたいと思います。

○武内五郎君 ちよつと関連。今、建設大臣の御答弁の前に、一応また私からも、建設大臣にお願い申し上げます。

運輸省の港湾局長の御答弁にも見られるように、実は全く明確な、私どもは、この問題についての解決点を、運輸省の答へでは得られないのです。で、私はこの前からも申し上げておきますように、この問題は、新潟の地盤沈下ばかりでなく、東京、大阪、尼崎等に見られるように、工業用水の急激な、多量のくみ上げに、大きな原因がある。しかし私は、そればかりが原因だとは考えておりません。考えておらんが、従って、私は総合的なものの方から、原因の探求と対策が必要でないかと考えます。

そこで、私は建設大臣にお伺いしたいことは、これはやはり、私はこの自然に対する人工の結果起きた災害であることは、これは申し上げるまでもないと思う。私が新潟の——これは有力な調査機関の長の——これは、まあ冗談のようなお話でありますけれども、人間があまり自然をいじめるから、こういうことになったと、こう言っておるのですけれども、とにかくそういうようなことから、こういう災害が起きておる。やはりこれは私は、何にしても、これはやはり災害であることは事実であると考えます。

に、この対策というものは、ガスと工業用水のくみ上げに大きな原因はあるけれども、やはりいろいろな面から、総合的な原因の探求と、その対策が必要でないかと考えます。

そこで、私は建設大臣にお伺いしたいことは、そうであればあるほど、総合的な対策機関というものが、政府の中に作られる必要があるのではないのか。今日、地盤沈下対策委員会というのがあるようでありましても、私は一歩前進して、そういうような機関の設定、それに、そこから出る基本的な、抜本的な策定が必要ではないかと考えるのです。その点を建設大臣から、十分腹を伺っていきたく考えます。それが第一。

それから第二の問題は、従って、そのそういう総合的な機関の設定のための立法措置が必要になってくるのだ、その立法措置についての用意と、また決意をお伺いしたいと思うのです。が、どうですか。

○国務大臣(村上海郎) 先ほどの田中委員の、これは天災か人災かという点について、私は天災でもあるし、あるいはまた考えようによっては人災でもある。というところは、かりにある程度の波がありましても、地盤沈下によって、海岸堤防等が非常にもろくなつて、災害の起き得ないような波であつても、その海岸堤防はこわれてしまふ、この場合には、人災による天災ということも考えられると思います。

ほかのところは、地盤沈下してないところの海岸はどうか、堤防はこわれていないということになれば、これはやはり、そこには人災ということも考えられる、こういうことになるので、何としても、これはその原因を一刻も早く追求して、そして結論を科学的に出した上で、これに対する対策を抜本的にやらなければ、新潟市は、どこへ行つてしまふかわからなくなる。

かりにこの資料で見ますと、毎年五十七センチの沈下がある。そうしますと、十年このままで放つておけば五メートル下がる、幾ら堤防をやつたって、何やつたって、間に合ふものじゃありません。

そうなる、こんなことを私が申し上げるのはどうかと思ひますけれども、その土地を放棄するか、あるいはこれを助けるか、現在から五メートルも下がった市街地を波浪から守るといふことは、これは私はなかなか今日から、幾ら技術が進んでも、財政的にもなかなか困難じゃないか。ガスの採取規制をやれば、三十センチしか下がらない、これもこのガスの採取規制というものも、完全じゃないはず。かりに一日に二十万トンガスを汲み上げると、それを十萬トン規制してみたら、まだ十萬トンは汲み上げている。でありますから、その規制しただけで、そこに二十センチの沈下が少なくなつておるといふことを考えると、私はこの際、ほんとうにしっかりと科学的な結論を出さなくちゃならない。その地元も業者も、また政治家も、すべての人が、何か結論の出ることをおそれているのじゃないか、こういうことでは私は、今はいいだろうが、五年七年たつたら、その後は、それこそ取り返しつかないものができる。

でありますから、何か他にその方法を求める、地盤沈下しても差しつかえないようなところからガスを採取して、そして送風管で、そこへ送る。新潟の繁栄の大きな基本になつておるこの事業をどうするといふことはできないが、しかしそれくらいのこと他面考へてやらなければ、この問題は解決しない。

それから、ただいまの御質問であります。今、企画庁の中に地盤沈下対策の審議会があるようでありましても、この審議会において、私どもは早く科学的な結論がほしいといふことは、私どもも念願しておるところであります。

立法措置につきましては、与党内に、この対策特別委員会を設けて、すでに立法の準備ができておるようになり、聞き及んでおりますが、まだいろいろな関係で、提案には至つていないのであります。私どもは、こういうただ、だれかが言うだろう、だれかがするだろうというより責任の回避とか、あるいは何かこわいものにさわるような態度を改めて、ここで、はっきりした結論を出して、そして初めて今、田中委員の御意見のような、はっきりした結論を出したい。

かように思つておる次第であります。

○田中一君 伊東君、農地局の、あなたの方の所管の農地で、相当地盤沈下が行なわれておるのです。

これは一体、三十五年度は、どういふ対策を立てておるのですか。

○政府委員(伊東正義) この前、私出ておりませんので、田中先生の御質問の要旨の回答は、そこに差し上げてございまして、今、御質問のありまして三十五年度を、どういふふうにしておるかという御質問でございしますが、実は私の方は、応急対策を始めましたのは、三十四年からでございます。本年、来年度は二年目でございます。場所、新潟の背後地の亀田郷というところでございまして、昔非常に湿地であつたところを乾田化して、大きな粟ノ木排水道というものを作りまして、水路をつけて排水しておるという式でございます。ここにおきまして私どもは、二十三年から調査を始めております。

原因につきましては、先ほど建設省ないし運輸省から御答弁がございましたところと同じ、われわれも科学的なはっきりした因果関係が、どういふふうに出るかといふことは実は待つておるわけでございまして、三十四年度にやりました事業は、実は、応急対策費を予算にとつておりませんでしたので、地盤沈下の予算の中から約四千万の予算の流用をいたしまして、栗ノ木の排水機能力が、沈下いたしました結果低下しましたので、もう一台ポンプをつけようといふことで、据えつけのための費用を四千万を三十四年度は流用いたしておりました。三十五年度には、そのポンプ据えつけと水路が非常に不等沈下の結果、こわれておりますので、水路改修といふことで約一億三千万計上いたしております。そのほかに私の方としても調査いたすべきことがありますので、千七百万円の調査費、今申し上げました一億三千万のポンプ、水路の改修費といふものを予算に計上いたしておる次第でございます。

○田中一君 鉱山局長に伺いますが、今農地局長並びに建設大臣等に質疑をしておるのですが、鉱山保安法等に見られる、もしもその結論が、人災であるというふうなことになる、何か特別な立法によって、その費用負担というものを持たせようという、持たせることができるという、現段階における法的な根拠はございますか。

○政府委員(福井政男) ただいまの御質問につきましては、現在鉱業法に第九十九条というものがございまして、この百九条で、鉱山の損害賠償責任を規定いたしておるわけであります。ただ、この鉱業法の百九条の鉱害と申しますものが限定されておまして、この百九条によりまして、「鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水、若しくは廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのたまり又は鉱煙の排出」とこういうことによつて他人に損害を与えたときには賠償責任がある、こういう規定をいたしております。この規定の字句の解釈から申しますと、現在、新潟でガスの採取をいたしておりまして、この採取に伴います水をくみ上げるといふことによりまして、仮に鉱害が起きたという場合に、ここに申ししております「土地の掘さく」に該当するかどうかというところは、法制局の見解によりまして、地下水のくみ上げが「土地の掘さく」に当たるといふふうには解釈できないということになつております。と申しますのは、この鉱業法のできたのが二十五年でございまして、二十六年の十月から鉱業法が施行されておまして、当時この天然ガスの開発利用ということが現在のようにならなかつた、全然考へられていなかったというふうな時代でございまして、この鉱業法では全然、天然ガスの採くつための水のくみ上げに伴います鉱害という問題が、条文上は予定されていなかった、こういう実情でございまして。しかしながら、まあ百九条の趣旨から見まして地下水をくみ上げますことが一体「土地の掘さく」に包含されると、こういうふうな目的論的な解釈をする余地が全然ないというふうには、これまた必ずしも言えないのじゃないかというふうな解釈になっております。この点につきましては、先国会の本会議におきまして、櫻井奎夫先生の御質問に對しまして法制局長官の答弁がございまして、私ども今そういう法制局の見解によりましていろいろ検討いたしております。この法制局長官の答弁の速記録をそのまゝと読んでみます。「鉱業法第九十九条の解釈の關係でございまして、御承知の通り、鉱業法第九十九条は鉱業権者の無過失賠償責任を規定した規定でございまして。ここで問題とされておる鉱害は「鉱物の掘採のための土地の掘さく、坑水若しくは廃水の放流、捨石若しくは鉱さいのたまり又は鉱煙の排出によつて」与えた損害、こういうことになつております。新潟地区の地盤沈下がこの鉱業法第九十九条の問題になるとすれば、天然ガスの採取のための地下水のくみ上げが、ここでいう鉱物の掘採のための土地の掘さくに当たるといふ問題だと存じます。これは、これはとも文字から申せば地下水のくみ上げでございまして、土地の掘さくではございせんから、文字解から申せば当たらないと申すほかはないと思ひます。ただし、この鉱業法

の第九十九条の立法趣旨から考えまして、この場合における地下水のくみ上げが土地の掘さくといふものに包含して解釈し得るのではなからうか、こういう問題があるわけでございます。これについてはなお検討の余地がございまして、それによつては、さういふいわけの条項を解釈するに目的論的な解釈をする余地が全くないとは思ひます。ただ、この点につきましては、御承知の通り、民事上の賠償責任が成立するためには、いわゆる相当因果關係、原因と結果との間に相当因果關係が立証されなければならぬ。相当因果關係と申しますのは、御承知と存じますけれども、こういう場合に、単に自然科学的な因果關係が立証されただけでは足りないものでございまして、特に本件のような企業責任の問題になつておられます場合には、結局その企業権者に損害の補てんを負わせることが公平であるかどうかという見地から、企業の負担能力あるいは企業の経営規模、あるいは損害発生を予見し得る可能性があつたかどうか、こういう点を個々の事情を総合的に判断して、具体的に判断すべき問題でございまして、これは一がい簡単に概括的には申し上げられない問題であります。裁判所の従来の判例等も考えまして、具体的ケースについて判断するほかはないのであります。結論を申し上げるのは多少なご検討を要すると思つております。こういうことであります。

○田中一君 まあ、林法局長の答弁だから法律的にはさういふわけであつて、今紹介された通りだと思ひますが、建設大臣に伺ひますが、法律の解釈はどうあろうと、条文がどうあろうと、かかる現象がわれわれの前にあるという事実は、これはもう否定できないのです。従つて、これをどうするか、これは政治の問題なんです。法律の問題でもなければ条文の解釈の問題でもないのです。現実の問題なんです。少なくとも国土の保全の任に任じているところの建設大臣、並びに海岸法による所管が港湾地区になつておるところの運輸大臣、あるいは農地の場合には農林大臣等がこれに対する対策というものを今まで等閑視され、この資料によるような著しい悪現象があるにかかわらず、これを何ら解決しようという意図がないことは、ただ単に若干の金を注ぎ込めばいいんだということでは足りないのです。まあこれは社会党のことを言つてははなはだ何ですけれども、昨年御存じのように、地盤沈下対策の要綱を出し、また法律案も提案してございまして。自民党とも話し合つて、十分この点はお互に譲歩しながら、この成立を今国会に期そうじゃないかといふような熱意をもつて働きかけておられますけれども、何分にもあつた日本ガス工業とか申す会社には、あなた方、あなた方と言つては語弊があるけれども、自民党の大株主もあれば重役もいるやうであります。それらがあるいはこの法律の制定というものを妨げるのじゃないかといふやうなものがあつても私は持つわけなんではないです。そこで近々自民党として用意しているところの法律案といふものがあつたが、このやうな対策は当然国がすべきなんです。私は社会党、自民党だといふことで、これに立法権があるからといって出すべきものでなく、当然三百余名の大政

党として、過半数を持つ政党が責任を持たなければならぬと思ひます。そこでなぜ国がしないか、なぜこの現象に對する、これは世界的な現象ですよ。ここに資料が出てくるやうに、六十年間の沈下の問題も出ておりますし、大正十一年からのものも出ております。これを等閑視していることは、これは国土保全の任にあるところの建設大臣の怠慢です。政府としてはかかる悪現象を克服して立法化する意思があるかどうか。私は人為的な災害だといつて企業者に対する追及をすると同時に、これがもし天然現象であるところの災害ならば、当然これに對する対策を立て、そして地元の負担を軽減からしてやるべきだと思ひます。しかし、それがさういふ熱意並びにさういふ対策を立てない以上は、政

党がこの現象を是正するための法律を出すことは当然でありまして、一体自民党はいつさういふ法律案を出そうとしてゐるのか、これはあなた衆議院議員村上さんに聞くのだけれども、もう一つは大臣としては、なぜ国がしないかといふ二つの点について明確な態度を表明していただきたいと思ひます。これは単に新潟市、大阪とか、兵庫とかいふ問題じゃございせん。全国的に日本の地形といふものがこれを生む宿命を持つてゐるのです。従つてこれに對する根本的な対策を立てるのが当然の義務でございまして。御見解を伺ひます。

○國務大臣(村上勇) 何か日本何とかいふ会社があるやうですが、私はよく知りませんし、さういふことによつてこの大きな問題が左右されておると

は考えられませんが、ただ田中委員の今のお話の中に、全部がこれ建設大臣の責任にあるような御意見ですが、あれは私は即刻これは処理してしまいたい。ただし、私がこういふ考えを持っておいても、港灣は運輸大臣、ガスの規制は通産大臣というように、それぞれその責任者がきまつておりまして、国土全体からいへば、私としては私なりの意見を言つて、これからやらなければならぬし、私はまあ一衆議院議員としてこの御意見もありました。私は一昨年新潟に何でもいふときに参りまして、二、三度あの新潟の地盤沈下の現況というのを見てきました。私はもう今やれ調査とか何とかいつている間はないじゃないか、早くどうか地盤沈下しても差しつかえないような所で幾らでもガスは出るはずだ、そこに一つ大きなガスの採取所を作つて、それから新潟市内に引張り込むようにしたらどうか、そのために何十億かかたつてやむを得ないじゃないか、業者も出さうし、また国も幾らかでも、地元も繁栄になるのだから幾らかでも何とかして、そしてやらなければ、新潟どこへ行くかわからなくなるじゃないかといううなことを、科学者じゃありませんが、しろうともあそこへ行つてあの現状を見れば大体想像ができるので、しろうと意見をするように申したのであります。その後自民党内にこの対策の特別委員会ができた。馬場元治君が委員長で昨年来十分慎重に検討いたしておりました、その結果の立法措置が最近できたということです。それに對して今では企画庁がそれを基礎にしてこの国会に地盤沈下対策の立法措置を

する、そして何とか早くその結論を出したいといううなことを聞いております。私が全部これ責任もつてやつていいというのだったら、私はたちどころに、大体常識的にわかるのですから、こういうことにすべきだという結論は出しますが、建設省としては下水のこのくれたのを直す程度のことに責任が——責任は私は持つておりますけれども、まあ下水の修繕といううなところになつておるようでありまして、あまり一人で飛び出していくわけにもいかないと云うような状態でありまして、国務大臣という立場から、私はあくまでも企画庁あるいは関係各省の責任者と相談いたしまして、これらについての私の意見も申し述べ、すみやかに立法措置によるこの対策が講じられるように努力いたしたいと思つております。

○田中一君 問題はそこなんです。この海岸法が実施されてから数年になりましてけれども、今あなたが自分で反省しているように、各省の共管になつてゐるために海岸保全という事業が進まないんです。海岸を悪い条件、悪い条件に持つてゆくのが今のあなた方関係閣僚の態度なんです。先ほど伊東君は私の質問に答えて、文書で十分に打ち合はせながらやつております、と言つておられますが、やつておられない。また建設大臣は自分一人じゃできないということを言つてゐる。私はあなたがいニシアチブをとつて、そしてやるようにすることが望ましいんですけれども、このように海岸法の施行というところは三省ともに熱意をもつて仕事をしようという気がまにに立つておらないんです。こういう質問をするの

も、今言ひ一貫性というものが欠けてゐるからいけないと言つてゐるんです。建設大臣は正直だから率直に、それを一貫性が欠けておりますといううな答弁のうに伺つたんで、そこに追い込むのが僕の目的だったんです、最初から。実際よくありません。ことにまあ国策とは存じますけれども、一企業会社に野放図もなく鉱業法の裏づけもないような行為を容認してゐる。そしてそのガスの採取の規制すら命令でなくして、自発的な自肅の形で進めてゐるなんという通産大臣の態度は全く不可解でございます。私の言いたいののはそこなんです。一貫性が全然ないというところを建設大臣は正直に言つてゐる。これがいけないと言ひんです。そんなことでは今度海岸の保全、海岸の復旧を直轄工事にしようが、何にしようが同じことです。同じようにならねばならぬ、セクトがあつて完全なものができないということがわれわれ想像されるんです。であつてはならないというものが、まあ長い時間かけて私がこうして質疑するものとなつてゐます。伊東君の出している——農林省が出しているのがこの答弁書というものも上つたの公式論です。あなたが言わなかつた法律に書いてあるんです、ちゃんと。実際はどうかということ聞いてゐるんです。建設大臣の正直さは買ひます。しかし全く運輸大臣なり農林大臣なりは三人一本になつて、日本の国土保全並びに国民生活の安定をはからなければならぬんです。今これに對する対策というものを立てようという考え方があつたらば、この国会に自民党、社会党の案を三省の大臣が取り上げて、よりよい法律案を作りな

さい。建設大臣は運輸大臣並びに農林大臣に對して、そのうな話し合いを即刻するといふ用意があるかどうか、一つここで明らかにしてほしいと思ひます。

○國務大臣(村上嘉善) これはほんとうはもう私だけでなくて、この委員会に關係大臣を呼んでいただいて、そして今のような審議をしていただいた方がもっと手つと早く結論が出ると思ひます。しかし私一人でもこうして……田中委員の御高見は、私どもがもう何年も前から考へておつたことですから、私も私なりにとにかく各關係閣僚とも相談して、そしてこの地盤沈下の基本的な対策をとるような立法措置を急ぐように努力いたします。しかし機会がありましたら、私は十分わかり過ぎておりますから、他の閣僚もわかつておると思ひますが、よく一つわかつておつても、ついでとも一日おくれ二日おくれということになつてくるものです。ところが一方、沈下の方は一日も待たないで沈下していくということでありまして、われわれ十分これに對する対策をあれして参りたいと思ひますので、また、こういう公式でなくても、何らかの機会に御意見を關係方面にお聞かせ願へれば非常に私にけっこうだと思ひます。が、お聞かせ願へなくとも、もう十分承知して、非常に各關係方面では急いでおるようでございますから、この点一つ御安心願ひたいと思ひます。

○田中一君 では、私はきょうこれを採決しようという考え方に立つておるのですが、当然自分の所管の法律案が採決の場合には、その所管大臣が立ち会ふ慣習に當委員會においてはなつております。委員長においても、農林大臣、運輸大臣を直ちにここへお呼び願つて採決をしようと思ひますから、そういうことでお取り計らい願ひます。もし、それができないならば、これまた、今までのわれわれのよい慣習がございますから、慣習を守る意味において、次回に採決を譲らざるを得ないと思ひますので、一つ委員長の善処をお願いしたいと思ひます。

○委員長(岩沢忠義君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岩沢忠義君) 速記を始め。それでは、先ほど田中委員からの申し出になりました運輸大臣並びに農林大臣の出席は、都合が悪いそうですから、建設大臣の出席によつてこれを採決に持つていきたいと思ひます。ほかに御質疑がないようでございますから、これから討論に入りたいと思ひます。

○田中松衛君 さつき冗談の中で、民主社会党の顔も立ててくれればと言つておるのですが、それは希望なんです、それを前提として原案に賛成いたします。

くどいようですが、賛成する理由を申し上げておきますが、私は、島の國であつて、しかも、海の國である、この日本の国土の保全を最も重要視されなければならぬ施策が海岸保全施設である、このことはもう何人だつて異論があるはずはございません。ところが政府がたとえば国家予算の關係からいつても、法案の中にあるとするとその規模が著しく大

なるものに限ってだけの新設または改良工事のみを、今まで建設大臣が海岸管理者にかわって施行していた。この程度の海岸法であったことのために、極言するならば伊勢湾台風のような天の大きなしるしも惨憺な警鐘が鳴らされたのだ、その火は燃えるわけです。そこでそういう観点から、従来の都道府県知事等の海岸管理者に、もっぱらゆだねてあったところのこの災害復旧工事を、当該管理者にかわって主務大臣がみずから新設、改良とともにやうていこうとするのが今度のねらいであるわけですから、そこで前段申し上げましたように、これについては反対するどころか、むしろおそきに失しておるまで実は痛感するわけです。ただししかしこれを検討してみますと、この改正法を適用する当面の対象地域というものが、伊勢湾を中心とする二、三の府県だけに限っておるというところに、その消極的な面について私は少し不満である。こういうふうに考えてるわけです。そこでこの際、この場合民主社会党を代表して申し上げるわけですが、今度のこの改正法案がより広範により強力にその目的とするところを達成できるように、格段の努力を願いたいということなのです。考えてみますと、だれだつてこんなことはわかり切っておるけれども、しかし今までのことはとかく、もろもろの法律の範囲で施策しなかつたので、できなかったのだというところに尽きるだろうと思ふのですが、私は今、田中さん等のいろいろな質疑応答の中で感じておったことは全く同感なんです。どだい国土の保全と国民の生命を主とするところの生活の安定といいますが、こういうもの

のに影響するところの法律が、これらに反するような場合は、勇敢にどんどんこれを改正していくべきだ。その努力が望ましいこととは考えるわけなんです。この問題に關する限りの難点はこれはもう實用の一点だけだと思ふわけです。そこで具体的に希望を申し上げるならば、今後なるべく早くこれらの仕事の裏づけとなるところの費用に關しまして、十分一努力をされたい。国の予算獲得については言うまでもないことですが、一面、当該海岸管理者にいわゆる地方自治体、これらの財政的な能力程度等についても、特にその中の負担率等の問題について、一そうの今後御配慮と再検討をされて、十分この法律が万全な活用ができるように希望を申し上げたい。その希望を付しまして、当初申し上げた通りに原案に賛成しておきます。

○委員長(岩沢忠泰君) ほかに御発言もなければ討論は終局したものと認め、これから本法案の採決を行ないます。

海岸法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岩沢忠泰君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書につきましては委員長に御一任を願います。

○委員長(岩沢忠泰君) 次に、住宅地区改良法案、公営住宅法の一部を改正

する法律案の両法案を議題といたします。

まず、住宅地区改良法案について逐条説明を願います。

○政府委員(神田治君) ただいま議題となりました住宅地区改良法案につきまして逐条説明を申し上げます。

第一条は、この法律の目的を定めたものでございいます。不良住宅が密集する地区について、その劣悪な環境を除く、健全な住宅地区に形成することによってその環境の整備改善をはかり、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進することを目的とし、その目的を達成するため住宅地区改良事業の遂行に必要な規定を定めることとしていたしております。

第二条は、この法律において用いてゐる特別の用語の定義を掲げてござい

ます。

第一項は、「住宅地区改良事業」について定めてございいます。住宅地区改良事業は改良地区の整備に關する事業及び改良住宅の建設に關する事業とからなり、建設大臣が指定した改良地区内の不良住宅の除却、改良地区を健全な住宅地区に形成するため必要な土地の整備(土地の区画形質の変更、整地等)及びこれらの事業によつて住宅を失ふこととなる者を入居させる改良住宅の建設を内容としていたしております。

第三項は「改良地区」として定め改良事業によりその環境の整備改善をはからうとする土地の区域であり、不良住宅が密集して、保安、衛生等に關し危険または有害な状況にある一団地で建設大臣が指定したものでござい

ます。

第四項及び第五項は「不良住宅」について定めてございいます。不良住宅とは、人が居住する建築物(共同住宅の場合にはその住戸)でその構造又設備が著しく不良であるため、住宅として用いることが著しく不適当なものである。その判定は政令で定める詳細な客観的基準によつて行なうこととしたしております。

第六項は「改良住宅」について定めてございいます。住宅地区改良事業の施行者は、改良地区の指定の日に、その地区内に居住する者で、事業の施行に伴つて住宅を失ふこととなり、そのための世帯数だけの住宅を建設する義務を負つてゐるのであります。その建設される住宅を改良住宅と名づけてゐるのでございいます。

第七項の地区施設と申しますのは、改良地区内の土地の整備を行なつた後、集団的に建設される住宅の居住者の共同の福祉または生活上の共同の利便のために、必要であると認められる施設でございいます。第八項の公共施設と同様政令で列挙することとしたしております。

第三条は住宅地区改良事業の施行者について定めてございいます。住宅地区改良事業は住民の安全、健康及び福祉の保持を目的とするものであること、改良住宅を長期にわたつて低廉の家賃で提供する必要があること等の理由から地方公共団体が行なうものとし、原則的には市町村が、市町村が行なうことが財政的に困難である場合には都道府県が施行するものとしたのでござい

ます。

第四項は改良地区の指定の要件及びその手續について定めてございいます。

第一項は、建設大臣が改良地区として指定することができる土地の具備すべき条件を定めたものでございいます。住宅地区改良事業の事業計画を定めるためには建設すべき改良住宅の戸数を確定する必要がありますので、事業計画の認可に先だつて、あらかじめ改良地区の指定を行なうこととしたのでございいます。

第三項で都市計画区域内の土地につきましては、改良地区指定の際都市計画審議会の議を経ることとした。これは、住宅地区改良事業を行なうべき区域と他の都市計画との調整をはかるためでございいます。

第五項は住宅地区改良事業の事業計画の認可について定めております。住宅地区改良事業の事業計画につきましては、関係権利者の保護、技術的な設計能力の補充の必要から建設大臣の認可を必要とすることとした。また、第六項は事業計画で定めるべき内容及びその準拠すべき原則を定めてござい

ます。

事業計画は改良地区内の土地の利用に關する基本計画及び住宅地区改良事業の実施計画とからなつております。改良地区内の土地の利用に關する基本計画は、改良地区内の土地について整備を行なつた後の住宅、地区施設等の用に供する土地の配置について定めるものであります。実施計画と別個にこれを定めることとしたしたのは、整備完了後の土地に建設される改良住宅以外の住宅、地区施設等は、施行者以外の者が設置することとしているためであります。

第四項は住宅地区改良事業の目的を

具体化した条文であります。改良地区の環境の整備改善は単に不良住宅の除却を行なうのみでは目的を達することができず、これを健全な住宅地区に形成することが必要であるためであります。

第六項は、改良地区内の土地の利用に關する基本計画を定め、第四項の規定により改良地区を健全な住宅地区に形成するように定めなければならないが、公共施設に關する都市計画が決定されているとか、建築基準法による工業専用地区の指定がされて住宅を建設することができない場合等には、これを住宅地区とすることはできませんので、土地の利用に關する計画は作成しないこととしたしております。

第七項は土地の利用に關する基本計画で、住宅の用に供すべき土地と定められたものには、改良住宅、公営住宅、日本住宅公団法の規定による住宅等の公共的性格を有する住宅を建設すべきことを定めております。改良地区内の土地を整備するためには土地の収用も認めることとしておりますので、限定するのが適当であると考えられるからであります。

第七條は、施行者が事業計画を定める際に、それに關係のある地方公共団体、行政機関等と協議すべきことを定めたものであります。公共施設及び地区施設につきましても、法令上その設置について制約がある等、十分調整をとっておく必要があるもので、あらかじめ關係のある管理者、行政機関との間で協議を行ない、改良地区内で住宅の

建設を行なうとする者につきましても、整備完了後の建設計画等についてあらかじめ十分な打ち合わせを行なうことによつて、住宅地区改良事業の円滑な施行を確保する趣旨のものでございます。

第八條は事業計画の認可があつた場合の公示方法について定めてござい

第九條は、事業計画の認可後の改良地区内における建築制限について定めたものであります。住宅地区改良事業の円滑な施行を確保するため、おおむね土地の再整理法の規定と同様に、事業計画の認可後、改良地区内においては、住宅地区改良事業の施行の障害となるおそれのある土地の形質の変更、建築物、工作物の新築等は都道府県知事の許可を受けなければならぬことと定めてございまして、第四項以下の規定は建築制限に違反した行為に対する是正措置及びその手続等について定めてございまして、

第十條は、改良地区内の不良住宅は、すべて除却しなければならぬことを定めてございまして、改良地区の環境を整備改善するためには、地区内に不良住宅が存在しないようにする必要があり、その際これを取りこわさず単に地区外に移転せしめるとすれば、移転先で再び劣悪な環境の地区を形成することとなるので、施行者に取

第十一條は、不良住宅を除却するために必要な手段として、不良住宅の収用及び明け渡し命令について定めてございまして、不良住宅を取りこわすためには、まず不良住宅の所有者との話

し合いによつてこれを取捨する必要があるわけであり、話し合いがつかない場合には住宅地区改良事業の目的を達成するため、施行者が不良住宅を収用することができると規定してあります。

第二項は、施行者との話し合いによつてすでに補償金の支払いを受けたにもかかわらず、これを施行者に明け渡しをしない者に對し、明け渡し命令を出す権限を施行者に与えたものであります。これは本来民事訴訟手続によつて明け渡し義務の履行を強制すること

のできるわけであり、そのために事業の施行が延滞することとなれば、すでに住宅を除却された地区内の他の居住者が改良住宅に入居する時期がくることとなつて、行政的な手段が必要であると考えられるからでございます。

第十二條は、改良地区内の土地を健全な住宅地区に形成するために、必要な土地の整備について定めてございまして、改良地区内の土地の利用に關する基本計画で定められた用途に従ひ、必要な土地の区画、形質の変更、整地等を行なうことによつて、改良地区は健全な住宅地区となり、その環境の整備改善の目的が達成できるわけでございます。ここで土地の形質の変更と申しますのは、低湿地のかさ上げ、崩壊防止のための擁壁の設置等を考へております。

第十三條は、土地の整備のために必要な土地の収用及び建築物の移転命令等について定めてございまして、土地の整備のためにはその土地を取捨する必要があるが、話し合いによつて

取得できない場合には、第十一條で御説明申し上げましたのと同様の趣旨で、これを収用してその所有権を取得し、又は土地収用法第五條第一項各号に掲げております地上権、賃借権等の土地に關する権利を収用して、これらの権利を消滅させることができるといたしてございまして、

第二項の規定は、第十一條第二項と同様の趣旨の規定でありまして、すでに物件の移転について施行者と話し合ひにつき、補償金の支払いも完了しているにもかかわらずその義務を履行しない物件の所有者に對してその物件の移転を命ずることができるとしたものであります。この場合所有者が移転するのを容易にするために物件の占有者に対して、物件をその所有者に引き渡すべきことを命ずることができるといたしてございまして、不良住宅を除却いたしますので、移転命令の対象とはいたしません。

第十四條は、改良住宅に入居させるべき者を一時収容するため必要な施設の設置について定めております。住宅地区改良事業により住宅を除却する際に改良住宅の建設が間に合はず、居住する場所がない場合等必要があるときは、一時的に居住する場所を提供することを施行者の義務といたしました。

第十五條は、前條の一時収容施設、その他事業施行上欠くことのできない施設の設置のため必要な土地の使用等について定めてございまして、

第一項は改良地区の指定の日におきまして、改良地区内に居住する者で、住宅地区改良事業により住宅を失はば、住宅に困窮することになるであろうと認められる世帯数を調査し、その世帯数に見合うだけの戸数の住宅を建設しなければならぬことと規定してあります。世帯数といふのは世帯の戸数に一世帯を居住させることが本来的であると考えたためであります。

第二項では前項の戸数の増減について定めてございまして、地区外に転居する者があつたり、地区指定当時には住宅に困窮していなかつたが、後に困窮することとなつた者があつた場合には、建設戸数を増減する必要がありますので、これについて規定を設けました。第三項は改良住宅の建設場所について定めてございまして、改良地区内に住宅を建設することが法令の規定によつて禁止されまたは著しく不適当である場合、改良地区の面積が小さいために建設すべき全戸数を収容しきれない場合等の、特別の事情がある場合を除いて改良地区内に建設すべきものとした

第十四項は、改良住宅の構造は原則として耐火構造または簡易耐火構造とすべきことを定めております。これは改良住宅が集團的に建設され、また市街地に存在することが多いため防災上の見地から必要であり、また土地を合理的に利用する面からも適当であると考えたためであります。

第十八條は改良住宅に入居させるべき者について定めてございまして、三号にわたつてあげてありますが、まず第一号のイは改良地区の指定の日から、

事業により住宅を失うまで引き続いて
地区内に居住していた者を掲げており
ます。ただしこの中で地区指定の当時
ある世帯に属していたが、その後結婚
その他の理由で独立して別世帯を構成
するに至った者は、地区指定後に地区
内に転入してきた者と同じ取り扱い
をすることといたしてございます。こ
れが口に掲げている者でございます。
これらの者をすべて入居させることは
実情に合致いたしませんので施行者の
承認したものに限定することとし
ております。八に掲げるものは地区
指定後に結婚その他の理由でイ又はロ
に掲げる者と同じ世帯に属することと
なつた者でございます。第二号は、改
良地区の指定の日から災害によつて住
宅を失うまで引き続いて地区内に居住
していた者であります。第三号は第一
号または第二号に掲げる者と改良住宅
入居当時同一世帯に属しているもので
あります。以上申し上げました者のう
ち改良住宅に入居を希望し、かつ住宅
に困窮していると認められる者を施行
者は改良住宅に入居させなければなら
ないわけでございます。

第十九条は、改良地区内の土地につ
いて整備を完了した後は、施行者はみ
ずから改良住宅を建設する土地以外の
ものを事業計画に従つて、公共施設の
管理者等に引き渡すべきことを定めて
ございます。

第三節、測量及び調査の第二十
条は、住宅地区改良事業の施行の準備
は、その施行にあつては、測量または
調査のため他人の占有する土地への立
ち入り権及びその手続等について定め
てございます。土地区画整理法にほ
ぼ同一の規定がございます。

第二十一条は、測量または調査を行
なうにあつては、必要な障害物の伐除
及び試掘等を行なうには、市町村長等
の許可を要することを定めてございま
す。

第二十二條は、他人の占有する土地
に立ち入る場合に携帯すべき身分証明
書等について定めてございます。

第二十三條は、測量及び調査に必要
な立ち入り、障害物の伐除等に伴う損
失の補償について定めてございます。

第二十四條は、測量標識を設置する権
限について定めてございます。

第四節、費用の負担及び補助の第二
十五條は、住宅地区改良事業の施行に
要する費用は施行者が負担するのが原
則であることを定めてございます。

第二十六條は、不良住宅の除却に伴う
受益者負担について定めてございま
す。改良地区が建築基準法の専用地区
内にあるような場合には、土地の整備
に關する事業は行わす、従つて施行者
が土地を取得することもないわけであ
ります。不良住宅の除却だけは行な
います。不良住宅の存在する
土地の所有者が、これによつて著しく
利益を受ける場合がありますので、公
平の見地から受益者負担金を徴収する
ことができることといたしました。

第二十七條は、事業の施行に要する費
用に關する国の補助について定めてご
ざいます。不良住宅の買収及び除却に
要する費用の二分の一以内、及び改良
住宅の建設用地の取得及び宅地の造成
する費用及び建築に要する費用の三分
の二以内を補助することができると
規定してあります。これは住宅地区
改良事業を促進し、改良住宅の家賃を
第二種公営住宅程度の低額のものとし

趣旨から定めたものでございます。
第二十八條は、住宅地区改良事業の
促進をはかるため、都道府県も市町村
に対して補助することができるとを
定めてございます。

第二十九條は、第二十七條の規定に
より国の補助を受けて建設された改良
住宅の管理及び処分については、公營
住宅法による第二種公営住宅に準じて
行なうことと定めてございます。

第五節、補助の第三十條は、施行者
が事業計画に關する図書を利害關係人
に閱覽させる義務を負うことを定めて
ございます。

第三十一條は、施行者が書類の送付
にかえて公示送達を行なうことができ
ることを定めてございます。

第三十二條は、国及び地方公共団体
が協力して住宅地区改良事業の円滑な
施行をはかる趣旨で、技術的援助を請
求することができるとを定めてござい
ます。

第三章、雜則の第三十三條は、住宅
地区改良事業の適正な施行を確保する
ために、必要な建設大臣の監督処分權
限について定めてございます。

第三十四條は、住宅地区改良事業の
施行の促進または改良住宅の適正な管
理処分を確保するため必要な、建設大
臣または都道府県知事の報告の聴取、
勧告等について定めてございます。

第三十五條は、建設制限に違反した
建築物等の移転命令、不良住宅の明け
渡し命令等に対する異議の申し立て及
び訴願について定めてございます。

第三十六條は、改良地区の指定、事
業計画の認可等についてあらかじめ厚
生大臣と協議すべきことを定めてござ
います。

次に第四章は罰則について定めてご
ざいます。
附則の第一項は、この法律の施行の
日、第二項は不良住宅地区改良法の廃
止について定めてございます。

第三項の登録税法の一部改正は、住
宅改良事業の施行のために施行者が行
ないます土地、建物の権利の取得の登
記等について登録税を課さないことを
定めてございます。

第四項の建設省設置法の一部改正
は、建設本省の不良住宅地区改良に關
する事務を住宅地区改良法の施行に關
する事務と改めたものであります。

第五項の国有財産特別措置法の一部
改正は、地方公共団体等が国から貸付
を受けて住民を居住させている建築物
等を住宅地区改良事業によつて取りこ
わし、改良住宅を建設する場合には、
国は、その建築物を譲渡し、またはそ
の敷地を改良住宅の標準建築費のうち
用地費相当額で、施行者に譲渡するこ
とができることとしたものであります。

第六項の租税特別措置法の一部改正
は、土地収用法等による収用の場合の
譲渡所得に対する所得税の賦課の特例
等を、住宅地区改良法による収用に
ついても認めようとするものでありま
す。

以上でこの法律案の逐条ごとの説明
を終わりますが、十分御審議の上、す
みやかに御可決あらんことをお願いし
上げます。

○委員長(岩沢忠義君) 次に公営住宅
法の一部を改正する法律案の補足説明
を、一つ簡単にお願いいたしますと思
います。

○政府委員(神田治君) 公営住宅法の

一部改正法律案につきまして、補足し
て御説明申し上げます。
異常な天然現象のうち、地震、台風
等については、一般にその被害が相当
広範にわたるので、現行法の基準、すな
わち「滅失した戸数が被災地全域で五
百戸以上又は一市町村の区域内の住宅
戸数の一割以上」、この基準がおおむ
ね妥当であると考えられます。ところが
が、異常な天然現象のうち、集中豪雨
のように、その被害が局地的に集中す
るものが最近ときどき見られるのであ
りますが、この場合においては、滅失
した住宅の戸数が相当に大きくなつて、
その被害が局所的な範囲に限られるの
で、法定の基準に該当しないことがあ
ります。また将来においてもさうい
う場合が予想されるので、火災の場合
との均衡を考慮し、異常な天然現象
により滅失した住宅の戸数が、一市町
村の「区域内で二百戸以上」である場
合を新たに災害の基準に加えた次第で
あります。

○委員長(岩沢忠義君) 両案について
の本日の審査はこの程度にとどめまし
て、本日はこれで散会いたします。
午後零時三十四分散会
三月十一日本委員会に左の案件を付託
された。
一、一級三号国道中鹿兒島県川内市
内整備促進に關する請願(第六八
八号)
一、東海道高速自動車道路建設促進
に關する請願(第七〇三号)
第六八八号 昭和三十五年二月二十
六日受理

一級三号国道中鹿兒島県川内市内整備促進に関する請願

請願者 鹿兒島県川内市長 横

山正元外一名

紹介議員 田中 茂穂君

一級三号国道の改良整備については、国道整備五箇年計画のもとに格段に配慮せられ、逐次実施されていることは、地元としてまことに感謝にたえないところであるが、今日まで、日本の最南端という距離的悪条件のため原始的道路ながらに、十分な改良もされなかつた国道を早急に改良、整備し、

国土の開発に寄与するとともに、辺地にある国民に一日も早く恩恵を与えるため、一級三号国道中鹿兒島県川内市向田町・串木野間の一部立体交差等大改良を要する箇所は別として、改良に関係なく舗装できる箇所を一日もはやく舗装するとともに、御陵下町・高城町境間における鉄道との立体交差箇所の改良区間外の区間について舗装工事の実施を促進せられたい。更に、御陵下町地区（暮橋、上川内駅前）の改良拡幅をすみやかに実施せられたいとの請願。

第七〇三号 昭和三十五年二月二十

七日受理

東海道高速自動車道路建設促進に関する請願

請願者 横浜市中区日本大通一

一社団法人神奈川県商

工会議所連合会会頭

田中省吾

紹介議員 曾根 益君

現在の国道一号線は、わが国生産力の骨格である京浜工業地帯、阪神工業地帯を結合する唯一の幹線輸送路である

には余りにも貧弱なる実体であり、京浜、名古屋、阪神等の先進工業地帯が新しい産業立地としてその地域を太平洋沿岸地帯に延長しようとする実情からして、これらを結ぶ近代輸送基盤の整備は長期経済五箇年計画の達成上からみても不可欠の要件であつて、もし急速にこの輸送あい路を開闢しなければわが国産業経済の発展を大きく阻害する結果に至ることは予測に難くないところであるから、東海道高速自動車道路の建設を促進せられたいとの請願。